

令和5年8月14日

第2回水俣市農業委員会

第2回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年8月14日
開会 9時30分
閉会 10時16分
- 3 出席委員
農業委員 12名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君
推進委員 10名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 26番 山口 初憲 君
19番 岡本 成道 君 27番 古里 君廣 君
20番 中村 幸充 君 28番 山澤 親徳君
21番 鐘ヶ江鼓子 君
22番 池田 郁雄 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名 4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
推進委員 4名 16番 蒔元 政廣 君 18番 嶋田 一成 君
24番 森下 義孝 君 25番 坂口 新一 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約について
報告事項(2) 農地転用許可後の工事の完了について
議第5号 農地法第3条の許可申請について
議第6号 農地法第5条の許可申請について
議第7号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局 長 山村 良一
次 長 大川 尊
主 任 山内 哲郎
主 任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第2回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、12名です。 欠席者は、4番、金田一委員、11番、廣島委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番、淵上委員、6番、寒川委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、10名です。 欠席者は、16番、蒔元委員、18番、嶋田委員、24番、森下委員、25番、坂口委員です。 ここで、報告事項に入る前に2016年全国農業委員会会長大会で採択された農業委員会憲章を、お配りしている議案書の2枚目の次第の下に記載していますが、会議の際は、これを毎回、推進委員も含め指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、私が読み上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項1、合意解約についてでございます。 議案書は、1ページから4ページになります。 4件ございます。 まず、番号1番につきまして、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、高齢に伴う規模縮小のため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、2ページを御覧ください。 なお、この合意解約した農地につきまして、新たな借手が既にいらっしゃいますので、後程、議第7号において御審議いただくこととなっております。 次に、番号2番及び3番につきまして、まとめて御説明いたします。 貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 当該農地は、熊本県農業公社が転貸人となり、転借していた農地</p>

	<p>となりますが、3番の転借人が耕作不便であるとの理由から合意解約を行ったことに伴い、番号2番の貸し人が自己管理をすることとなったことにより熊本県農業公社を転貸人とした利用権設定を合意解約したものです。</p> <p>場所につきましては、3ページの地図を御覧ください。</p> <p>次に番号4番につきまして、御説明いたします。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、借人が入院のため耕作できなくなったため、合意解約するものでございます。</p> <p>場所につきましては、4ページを御覧ください。</p> <p>なお、この農地につきましても、新たな借手が既にいらっしゃいますので、こちらも後程、議第7号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>次に、報告事項2、農地転用許可後の工事の完了について御説明いたします。</p> <p>議案書は5ページになります。</p> <p>1件です。</p> <p>それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員、事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>9番委員 (戸次治夫君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、9番、戸次委員。</p>
<p>9番委員</p>	<p>教えて頂きたいことがあるんですが、合意解約の件ですが、何ら問題はないかと思うんですが、耕作不便というのはどのような事なのかと、いつ利用権が設定されたのかを教えてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>耕作不便についてですが、こちらは山間の農地ということで、農地が狭隘であるということと、災害等が頻繁に起こってしまっていて、復旧等でなかなか耕作が出来ないという理由でございます。</p> <p>それと設定につきましては、平成27年、2番の貸人の方が平成27年に中間管理機構に10年間で貸し出しをしている農地でございます。</p>

	以上でよろしいでしょうか。
9 番委員	災害は昨年とか近年起こった災害で行けない状況ですか。それとも、農地自体が災害にあつて、土砂が塞がり作れないとか。どうでしょう。
3 番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3 番、中村委員。
3 番委員	私が知っているんですが、田の上の山を伐採したんですよ。伐採したため大雨の度に、赤い泥が流れ込んできて、なかなか耕作が出来ないそうなんです。多分、その件だと思います。
9 番委員	山の伐採は、いろいろ問題が出てきています。道を造るのに伐採して、そのままにしていって大雨等で農地が被害を受ける。木の伐採も考えていただく余地があるのかなと思いますね。
3 番委員	最近、酷いんですよ、切り方が。部落の一山、十丁分くらい。
議 長	他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	議事に入ります。議第 5 号、農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。関係委員の説明をお願いします。
1 4 番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議 長	はい、1 4 番、鬼塚委員をお願いします。
1 4 番委員	農地法第 3 条の許可申請について説明いたします。議案書は 7 ページになります。1 件でございます。

	<p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、3筆とも、台帳、現況、共に畑となっており、面積は、3筆合計3,482㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、譲受人と奥さんが専業でされていまして、農作業への年間従事日数は300日で、息子さんが兼業でされております。</p> <p>譲受人の耕作面積は、自作地が、20,690㎡。</p> <p>畑で、現在、甘夏と河内晩柑を栽培されており、全て耕作されております。</p> <p>申請地は、議案書の8ページを御覧ください。</p> <p>この辺りは、甘夏、デコポンの栽培が盛んな所です。</p> <p>現地調査を、8月4日に事務局2名、行政書士、中村推進委員と私の5名で行い、周辺の農地の利用状況等を確認してきました。</p> <p>現状は、甘夏にデコポンを高接ぎされている状態でしたが、樹勢の低下により栽培が困難なのかなというところで、今後は改植をして甘夏を栽培される予定です。</p> <p>何ら問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第5号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第5号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第6号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>担当委員は、番号1、2ともに私ですので、私から説明いたします。</p>
議 長	<p>議案書10ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の許可申請について、1番と2番について説明いた</p>

	<p>します。</p> <p>1番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は、台帳、現況、共に畑です。</p> <p>面積は、422㎡。</p> <p>転用目的、資金計画は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地です。</p> <p>申請地は、11ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を、4日、事務局2名、行政書士と私達の5名で現地調査をいたしました。</p> <p>ここは住宅街で、隣が農地ですが、南向きになっていますので日照は影響ありません。</p> <p>12ページを御覧ください。</p> <p>ここは市の上下水道が通っています。</p> <p>雨水は、道の下に埋設して梅戸の方に流すようになっています。</p> <p>農地法第5条の転用許可に係る許可基準により、個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして2番を説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況、共に畑です。</p> <p>面積は、1,086㎡。</p> <p>転用目的、資金計画は、記載のとおりです。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地です。</p> <p>申請地は13ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を、4日、行政書士と事務局2名、私達5名で行いました。</p> <p>ここも上下水道は、市のが来ていますので、なんら問題はないと思います。</p> <p>畑の方は、周りにはありませんので、日照権は問題ないと思います。</p> <p>雨水の方は、地図に載っていますが、下の方、丸くなった所の上ですね。</p> <p>線を引いてある所から道の反対側に排水溝があります。</p> <p>面積は、だいたい1,000㎡で、1,000㎡を超えていますが、法面が308㎡あります。</p> <p>それと板金屋さんですので、資材置場にもしますので、許可は満たしていると思います。</p> <p>農地法第5条の転用許可に係る許可基準により、個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第6号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第6号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します 次に移ります。</p> <p>議第7号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>担当委員は、新規、再設定併せて説明をお願いします。</p> <p>なお、金田一委員が欠席ですので、まず、私から、新規番号1番、2番、再設定1番について説明します。</p>
議 長	<p>議第7号、農用地利用集積計画の申出の新規1番と2番について説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。2筆あります。</p> <p>地目は、台帳、現況、共に畑です。</p> <p>面積は、2,070㎡と、166㎡、合計2,236㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間。</p> <p>利用目的は果樹。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>利用権は、賃借権です。</p> <p>この土地は、先程、事務局から合意解約の報告があった土地です。</p> <p>以前、借りていた人は、新規借入人の奥さんと職場の同僚という関係で、収穫されたみかんは、職場で直販販売される予定です。</p> <p>借人本人は、最近就農し新規就農です。</p> <p>専業で、主にみかんの栽培を行っています。</p> <p>場所は、18ページを御覧ください。</p> <p>ここは、前の借人さんが甘夏を栽培されていまして、何ら問題はないと思います。</p> <p>新規就農で3年くらいになられます。</p> <p>非常に頑張っておられます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>2番を説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>3筆あります。</p>

	<p>地目は、台帳、現況、共に畑です。 面積は、25,276㎡です。 始期終期は、令和5年9月1日から令和17年8月31日までの12年。 利用目的は、柑橘。 貸賃は無償です。 利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、19ページを御覧ください。 この土地は、配偶者の方の土地であり、相続で、配偶者じゃないと相続が出来なかったということで、夫婦ですが、持主の関係で利用権をされていて何ら問題ないと思います。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。 次、議第7号、農用地利用集積計画の申出の再設定の1番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳、現況、共に田です。 面積は、1,195㎡。 始期終期は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間。 利用目的は水稻です。 貸賃は無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 22ページを御覧ください。 ここは田もないんですが、貯水池を造ってありますので田も出来るようになっていきます。 数か所に分かれています、本人さんの自宅からも近いので何ら問題ないと思います。 田も綺麗に作付けされていますので、大丈夫だと思います。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
7番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員にお願いします。
7番委員	<p>農用地利用集積計画の申出の3番について御説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書16ページの3番に記載のとおりです。 畑で、面積は289㎡です。 始期終期は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間となっています。 利用目的は、玉葱の作付けで、利用権の種類は、使用貸借権です。</p>

	<p>貸賃は無償です。</p> <p>借人の方は、自作地で2, 840㎡となっており、世帯員は2名で水稻栽培をしながら玉葱の栽培もされています。</p> <p>忙しい時は、弟さんが2人来ていますので、なかなか頑張っている方です。</p> <p>申出地の隣で同じく玉葱を栽培されていますので、同じく栽培が出来ると思います。</p> <p>申出地は20ページを御覧ください。</p> <p>奥まっけていて最初に行く方は分からないと思います。</p> <p>隣でされていますし、家からもすぐ近くで、耕作は十分に行えると思います。</p> <p>貸人は、農用地利用集積計画の申出について確認しましたところ、貸人は事故で入院されまして、耕作してもらおう方を探していた所、隣で作っている方が作ってもいいという事だったので、お貸ししましたという事です。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、農用地利用集積計画の申出、再設定2番について御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、17ページの2番に記載されているとおりです。</p> <p>地目は畑で、面積は557㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間となっています。</p> <p>利用目的は、玉葱の作付けです。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権で無償です。</p> <p>借人は、自作地が9, 570㎡となっており、世帯人は2名で水稻の栽培を行いながら、玉葱の栽培もされています。</p> <p>経営は安定しており、地域では有数の玉葱の耕作者になっております。</p> <p>申出地は23ページを御覧ください。</p> <p>ソルゴーを伐採し綺麗にしてありました。</p> <p>貸人は、おばさんが亡くなり、息子さんが相続人になりまして、遠方に住んでおられて耕作は難しいと。</p> <p>借人がUターンされてから、長年そちらは耕作されており、土地を管理されております。</p> <p>5年間の期限がきましたので、再設定という事です。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>14番委員 (鬼塚浩三君)</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、14番、鬼塚委員にお願いします。
14番委員	<p>農用地利用集積計画の申出の新規4番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書16ページの4番に記載されているとおりです。 地目は、台帳、現況、共に畑で、面積は、908㎡です。 始期終期は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間となっています。 利用目的は玉葱で、借賃は無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人の経営面積は、自作地で10,170㎡、借入地が4,346㎡で、合計14,516㎡となっています。 借人1人で従事されています。 現在は、玉葱と水稻を耕作されています。 農作業従事日数は、年間200日ということです。 申請地は、議案書の21ページを御覧ください。 貸人に確認したところ、耕作ができなくなったので、畑が荒れるということで、今年から借人をお願いしたということでした。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第7号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第7号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第2回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員